

## 船橋市入札参加有資格者市内業者等認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市に競争入札の参加申請をし、建設工事等入札参加有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）について、市内業者及び市内に支店を有する業者として認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 市内業者とは、常時契約を締結する事務所として船橋市内に本店または本社（以下「本店等」という。）を有している業者で、以下の条件を満たす業者をいう。

- (1) 建設工事の登録業者については、本店等が建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の規定により、許可を受けた主たる営業所となっている業者
- (2) 測量等コンサルの登録業者については、本店等を有している（商業登記上の本店所在地が船橋市内であること）業者

2 市内に支店を有する業者とは、常時契約を締結する事務所として船橋市内に支店、支社または営業所等（以下「支店等」という。）を有している業者をいう。

3 前2項に規定する常時契約を締結する事務所とは、契約の見積、入札、契約の締結、契約の履行等、契約行為における実体的な事務を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び市内に支店を有する業者は、本店等及び支店等において、船橋市と契約を締結しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市内業者及び市内に支店を有する業者として認定するに当たり、次に掲げる事項を必要事項とする。

- (1) 事務所として形態を整えていること。
- (2) 事務所に営業活動を行う人的配置がされ、かつ責任者が存在し常駐していること。
- (3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

3 前項各号に該当する場合であっても、次に掲げる事項に該当する場合は、市内業者及び市内に支店を有する業者として認めないものとする。

- (1) 事務等を執り行える事務用什器（机、椅子等）や事務用機器（電話、ファックス等の通信機器、複写機等）が具備されていないとき。
- (2) 事務所の所在を明らかにする看板や表札が表示されていないとき。
- (3) 人的な配置がなされておらず、かつ、配置人員が市外の本店等または支店等と兼務となっており、不在の状態が頻繁となっているとき。
- (4) 前項に定める要件を具備しない社員等の自宅または住居を事務所とするとき。
- (5) 常時、不在転送電話の状態や、単なる取次ぎのために連絡員を配置しているとき。
- (6) 事務所の機能が、単なる事務連絡所、工事事務所、作業所等であるとき。

(その他)

第4条 その他、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。